経 験 年 数 換 算 表

経	歴	換 算 率
国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若し くは外国政府の職員としての在 職期間	職員の職務とその種類が類似する職務に 従事した期間	100 以下
	その他の期間	$\frac{80}{100}$ 以下(部内の他の職員と均衡を著しく失する場合は、 $\frac{100}{100}$ 以
		下)
民間における企業体、団体等の 職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立 つと認められる職務に従事した期間	100 以下
	その他の期間	100以下
学校又は学校に準ずる教育機関に限る。)	こおける在学期間(正規の修学年数内の期	100 以下
その他の期間	教育、医療に関する職務等特殊の知識、 技術又は経験を必要とする職務に従事し た期間で、その職務についての経験が職 員としての職務に直接役立つと認められ るもの	100 以下
	技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての	50 以下(部内の他の職員との均
	職務に役立つと認められるもの	衡を著しく失する場合は、 80 100 以下)
	その他の期間	25 以下 (部内の他の職員との均 100 衡を著しく失する場合及び教育職給料表の適用を受ける職員に適用する場合は、 50 100